令和4年3月9日招集

第1回若桜町議会定例会会議録 (令和4年3月23日)

若桜町議会事務局

令和4年第1回若桜町議会定例会(第5号)

招集年月日	令和4年3月23日								
招集の場所	若桜町役場(若桜町議会議場)								
開 会	午後1時30分								
応 招 議 員	1番	谷	П	貴	6番	Щ	本	晴	隆
	2番	森	田二	郎	7番	Л	上		守
	3番	梶	原	明	8番	中	尾	理	明
	4番	Щ	本 安	雄	9番	小	林		誠
	5番	前	住 孝	行	10番	旦	根	政	彦
不応招議員									
出席議員	1番	谷	口	貴	6番	山	本	晴	隆
	2番	森	田二	郎	7番	JII	上		守
	3番	梶	原	明	8番	中	尾	理	明
	4番	山 2	× 安	雄	9番	小	林		誠
	5番	前(主孝	行	10番	山	根	政	彦
欠席議員									
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条の規定に より、説明のため 会議に出席した者	町	長	上川	元張	教育	長	Ŕ	新川	哲也
	副町長		盛田 敬一		教育委員会次長		á	谷口 国彦	
	総務課長		藤原 祐二		税務課長		į.	前田 弥生	
	ふるさと創生課長		谷本 剛		地域整備課長		ŕ	竹本 英樹	
	会計管理者		小林 貴之		農山村整備課長		F	中島	毅彦
	にぎわい創出課長		川戸 康之		町民福祉課長		_	ЕЛІ	恭子
	町民福祉課参事		畷 友美		包括支援センター 所長		₹		満

会議の顛末 本会議 (3月23日)

議長(山根政彦)

ただいまの出席議員数は10名です。

定足数に達していますので、これより本日 の会議を開きます。

議事日程の報告

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1

議案第1号 令和4年度若桜町一般会計予 算を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。
予算審査特別委員会委員長、梶原明議員。

予算審查特別委員長 (梶原明)

若桜町議会報告第1号、予算審査特別委員 会審査報告。

1付託案件の名称、議案第1号 令和4年度 若桜町一般会計予算。

2審査の経過、令和4年3月10日開催の本会議において当委員会に付託された上記案件を審査するため、3月15日、16日、17日、18日、22日の5日間にわたり委員会を開催し、町長ほか、各課長及び関係職員の出席を求め、慎重に審査を行ったので、結果を次のとおり報告します。

3審査の結果、当委員会に付託された議案 第1号は、原案を可決すべきものと決定しま した。以上です。

議長(山根政彦)

ただいま委員長の報告がありました。 質疑を省略し、これより討論に入ります。 討論はありませんか。

議員(中尾理明)

はい。

議長(山根政彦)

反対討論ですか。原案反対の方の発言を許 します。中尾理明議員。

議員(中尾理明)

私は、議案第1号 令和4年度一般会計予算 に反対の討論を行います。

反対箇所は、款3 民生費、項1 社会福祉 費、目7 同和対策費中同和対策事業費、22 1万7千円のうち、解放同盟高野支部への補助金158万2千円であります。

私は、支部は任意の運動団体であり、補助 金に頼ることなく自主運営を行うのが当然だ と考えています。2001年、地域改善に関 する特別法は完全に失効いたしました。法的 根拠のないこの支出を認めることはできませ ん。

同和教育の実践研究者で有名な東上高志氏は、著書「同和事業と逆流」の中で、同和事業を一般事業に移行させた大津市の事例を以下のように紹介しています。

大津市には1992年当時、ほとんどの地区で同和事業完了宣言がなされ、大津市の同和対策事業の達成率は99.99%と発表され、一般施策で部落問題の最終的な解決を目指していることは全国紙にも報道された。それは行政の取組がもたらしたものであるが、その背後にあって、大きな役割を発揮したのが部落解放同盟滋賀県連合会大津市協議会の運動にある。

1989年度の運動方針で、部落解放運動は法期限に捉われる性格なものではありませんが、同和行政は法期限を持って全て完了すべきものです。部落解放とは市民擁護をすること、同和行政の継続は同和地区の固定化を招く、格差が一定是正された段階で終わらせること、部落内外を問わず社会的な弱者には一般行政を拡充していくこと、残された課題は地区の側に多少の不利益があったとしても一般行政に求めず、今後、法期限の3年間の

取組でそのとき旧態依然とした同和行政であれば、大津市協は絶対認めませんと言い切っています。

東上氏は、それを受けて特別法後において も同和地区及び地区住民だけを対象とする同 和行政が継続されることになれば、明らかに 部落解放に逆行する。地区の側に多少の不利 益があったとしても、一般行政に解決展望を 見出さなければなりませんと結んでいます。

差別はあってはなりませんが、差別はなくならないから事業を継続するのではなく、事業を終決し、自立への道を歩もうとする行政、地区内外関係者の決断の大切さをこの著書は教えていると思います。以上で反対討論を終わります。

議長(山根政彦)

ほかに、討論はありませんか。

議員 (川上守)

議長7番、賛成。

議長(山根政彦)

次に、原案賛成の発言を許します。川上 守議員。

議員(川上守)

議案第1号 令和4年度若桜町一般会計予 算に賛成するものであります。

特に款 民生費、項 社会福祉費、目 負担金 補助及び交付金、同和対策事業の補助金のう ち、158万2千円について、賛成するもの であります。

法の失効とよく言われますが、この法については1965年に制定された、「同和対策事業特別措置法」で期限の延長が繰り返されて、2002年3月末に失効した法律であります。その後、2016年12月に、「部落差別の解消の推進に関する法律部落差別解消推進法」が参議院本会議において可決・成立をいたし

ました。特別措置法がなくなって以来、14年9か月の歳月を費やして、部落差別解消に関わる法律が施行されております。

この「部落差別解消推進法」の意義は、1 条で部落差別の存在を国が認めたこと、部落 差別が許されないものであると規定され、こ れを解消することが重要な課題であると提起 してあります。

第2条で部落差別のない社会を実現する施 策を推進すること、第3条で国及び地方公共 団体が責務として部落差別解消に関する施策 を講じるよう求めること、第4条で部落差別 に関する相談は的確に応じる体制を確保する こと、第5条で部落差別解消のため必要な教 育及び啓発を行うこと、第6条で国は地方公 共団体の協力を得て部落差別の実態に係る調 査を実施することとなっております。

同和対策事業特別措置法が失効しても、現在の部落差別解消推進法で、部落差別解消に 関する施策を講ずる責務があると明記されて おります。

国及び地方公共団体は、これにより事業を 進めているところであります。この事業の反 対は明らかに法律に逆行するものと私は考え ております。以上よろしくお願いいたします。

議長(山根政彦)

ほかに、討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第1号 令和4年度若桜町一般会計予 算を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(起立多数)

起立多数です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可

決されました。

日程第2

議案第2号令和4年度若桜町国民健康保 険事業特別会計予算、議案第3号令和4年度 若桜町介護保険事業特別会計予算、議案第4 号令和4年度若桜町後期高齢者医療特別会 計予算、議案第5号令和4年度若桜町簡易水 道事業特別会計予算、議案第6号令和4年度 若桜町公共下水道事業特別会計予算、議案第7号令和4年度若桜町農業集落排水事業特別会計予算、議案第8号令和4年度若桜町赤 松団地造成事業特別会計予算、議案第9号令 和4年度若桜町財産区造林事業特別会計予算、 議案第10号令和4年度若桜町索道事業特別会計予算、議案第11号令和4年度若桜町 住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を一括 して議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。
予算審査特別委員会委員長、梶原明議員。

予算審查特別委員長 (梶原明)

若桜町議会報告第2号 予算審査特別委員会審査報告

1付託案件の名称、議案第2号 令和4年度 若桜町国民健康保険事業特別会計予算、議案 第3号 令和4年度若桜町介護保険事業特別 会計予算、議案第4号 令和4年度若桜町後期 高齢者医療特別会計予算、議案第5号 令和4 年度若桜町簡易水道事業特別会計予算、議案 第6号 令和4年度若桜町公共下水道事業特別会計予算、議案第7号 令和4年度若桜町農業集落排水事業特別会計予算、議案第8号 令和4年度若桜町赤松団地造成事業特別会計予算、議案第9号 令和4年度若桜町財産区造林事業特別会計予算、議案第10号 令和4年度 若桜町索道事業特別会計予算、議案第11号 令和4年度若桜町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算。

2審査の経過、令和4年3月10日開催の 本会議において、当委員会に付託された上記 案件を審査するため、3月15日、16日、17日、18日、22日の5日間にわたり委員会を開催し、町長ほか各課長及び関係職員の出席を求め、慎重に審査を行ったので次のとおり報告します。

3審査の結果、当委員会に付託された議案 第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5 号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、 議案第9号、議案第10号、議案第11号は 原案を可決すべきものと決定しました。

議長 (山根政彦)

ただいま、委員長の報告がありました。 質疑を省略し、これより討論に入ります。 討論は一括して行います。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第2号から議案第11号を、一括して 採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号から議案第11号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3

議案第17号 若桜町空家等の適正管理に 関する条例の制定について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第17号 若桜町空家等の適正管理に 関する条例の設定について、を採決します。 お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり 可決されました。

日程第4

議案第18号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑は終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第18号 職員の育児休業等に関する 条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議 ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり 可決されました。

日程第5

議案第19号 若桜町国民健康保険税条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第19号 若桜町国民健康保険税条例 の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり 可決されました。

日程第6

議案第20号 若桜町新型コロナウイルス 感染症対応利子補助金基金条例の一部改正に ついて、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第20号 若桜町新型コロナウイルス 感染症対応利子補助金基金条例の一部改正に ついて、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり 可決されました。

日程第7

議案第21号 公の施設の指定管理者の指

定(わかさ29(にく)工房)について、を 議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第21号 公の施設の指定管理者の指定(わかさ29(にく)工房)について、を 採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議 ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり 可決されました。

暫時休憩します。

午後 1時50分 休 憩

(追加日程配布)

午後 1時51分 再 開

議長(山根政彦)

休憩前に引き続き、会議を再開します。 お諮りします。

ただいま、町長から議案第23号、議案第24号、議案第25号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3として議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

議案第23号、議案第24号、議案第25 号を日程に追加し、追加日程第1、追加日程 第2、追加日程第3として議題とすることに 決定しました。

追加日程第1

議案第23号 工事請負契約の締結について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長 (上川元張)

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。 議案第23号 工事請負契約の締結について、でございますが、これは、若桜町防災行政無線(移動系)デジタル化整備工事の請負契約を締結することについて、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、次のとおり、本議会の議決をお願いするものでございます。

その内容は、1工事名、若桜町防災行政無線(移動系)デジタル化整備工事。

2 工事場所、八頭郡若桜町全域。

3契約の相手方、広島県広島市東区光町1 丁目10番19号 株式会社日立国際電気中 国支店支店長 新宮浩一。

4契約金額、金2億900万円。

5 契約の方法、一般競争入札。

以上でございます。ご審議のほどよろしく お願いいたします。

議長 (山根政彦)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

議員(山本安雄)

はい。

議長(山根政彦)

山本安雄議員。

議員(山本安雄)

工事請負契約の締結について、先ほど町長から説明をいただきました。見ますと、過去にもこの業者が落札されて工事は進められたと認識をしとります。その中で、工期内に完成がなかなか難しかったり、その後の補修等々によって期間が少し遅れたというような経過があったと記憶しております。

今期のこの事業の工期を改めてお尋ねをい たします。

議長(山根政彦)

答弁を求めます。上川町長。

町長 (上川元張)

担当の総務課長のほうから答弁申し上げます。

総務課長 (藤原祐二)

すいません。総務課長の藤原でございます。 今、工期についての質疑であったと思います が、正確なものが手元にございませんので、 また後でお伝えをさせていただきたいと思い ますがよろしいでしょうか、確認をさせてい ただいて。

議員 (川上守)

議長、休憩。

議長(山根政彦)

休憩します。

午後1時56分 (総務課長退席) 午後1時58分 (総務課長着席)

議長(山根政彦)

会議を再開いたします。 答弁を求めます。総務課長。

総務課長 (藤原祐二)

すいません、大変失礼いたしました。令和

5年1月31日でございます。

議長(山根政彦)

ほかに、質疑はありませんか。 (質疑なし)

質疑なしと認めます。

追加日程第2

議案第24号 若桜町副町長の選任について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長 (上川元張)

それでは、ただいま議題になりました議案 につきまして、提案理由をご説明いたします。 議案第24号 若桜町副町長の選任につい

議案第24号 若桜町副町長の選任について、でございますが、若桜町副町長に次の者を選任したいと思いますので、地方自治法第162条の規定により、本議会の同意をお願いするものでございます。

記、住所、八頭郡若桜町大字来見野〇〇番 地、氏名、川戸伸二、昭和〇〇年〇〇月〇〇 日生まれ。

以上でございます。ご審議のほどよろしく お願いいたします。

議長(山根政彦)

これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。 (質疑なし)

質疑なしと認めます。

追加日程第3

議案第25号 若桜町固定資産評価審査委員会の委員の選任について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長 (上川元張)

それでは、ただいま議題になりました議案 につきまして、提案理由をご説明いたします。 議案第25号 若桜町固定資産評価審査委 員会の委員の選任について、でございますが、 次の者を、若桜町固定資産評価審査委員会の 委員に選任したいと思いますので、地方税法 第423条第3項の規定により、本議会の同 意をお願いするものでございます。

記、住所、鳥取市西品治〇〇番地、氏名、森本尚夫、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれ。 以上でございます。ご審議のほどよろしく お願いいたします。

議長(山根政彦)

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

暫時休憩します。

午後2時01分休憩(全員協議室において詳細説明)午後2時22分再開

議長(山根政彦)

休憩前に引き続き、会議を再開します。 議案第23号 工事請負契約の締結につい て、を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第23号 工事請負契約の締結について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり 可決されました。

議案第24号 若桜町副町長の選任について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第24号 若桜町副町長の選任についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異 議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり 同意することに決定しました。

議案第25号 若桜町固定資産評価審査委員会の委員の選任について、を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第25号 若桜町固定資産評価審査委員会の委員の選任について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異 議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり 同意することに決定しました。

日程第8

陳情第1号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳 情書を議題とします。

審査の結果について、常任委員長の報告を 求めます。

総務産業教育民生常任委員長、山本晴隆議員。

総務産業教育民生常任委員長(山本晴隆)

若桜町議会報告第3号 総務産業教育民生常任委員会審査報告。

1付託案件の名称、陳情第1号 「最低賃金 の改善と中小企業支援の拡充を求める意見 書」の採択を求める陳情書。

2審査の経過、令和3年3月10日の本会 議において当委員会に付託された上記案件を 審査するため、3月18日に委員会を開催し、 慎重に審査を行ったので、結果を次のとおり 報告いたします。

3審査の結果、当委員会に付託された陳情 第1号は不採択とすべきものと決定しました。 以上です。

議長(山根政彦)

ただいま委員長から報告がありました。 質疑を省略し、これより討論に入ります。 討論はありませんか。

議員(中尾理明)

はい。

議長(山根政彦)

原案に対し反対討論、賛成討論どちらです か。

議員(中尾理明)

賛成討論。

議長(山根政彦)

原案賛成の方の発言を許します。中尾理明 議員。

議員(中尾理明)

私は、陳情第1号「最低賃金の改善と中小 企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求 める陳情について、賛成の立場で討論を行い ます。

新型コロナ禍の中、景気の悪化で失業や労働時間削減に追い込まれているのが最低賃金で働くパートや派遣、契約など非正規労働者です。コロナ禍を克服し、日本経済の回復を進めるためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高める必要があります。そのためには、最低賃金の改善による賃金の底上げが必要です。

地域的最低賃金は鳥取県が821円、東京 との格差は220円あります。これでは毎日 8時間働いても月12万から15万円の手取 りにしかならず、個人が自立して生活するこ とすら困難です。

全国労働組合総連合と地方組織が行っている最低生計費資産調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費に、地域による大きな格差はなく、若者が自立した生活をする上で必要な最低生計費は月24万円、月150時間の労働時間で換算すると、時給1,500円以上必要との結果が出されています。

大企業は、コロナ禍にあっても、空前の利益を上げていると言われている一方で、中小企業は経営難を余儀なくされています。企業の99%、労働者の60%超を要する中小企業に

とって、賃上げは至難の業ではないでしょうか。したがって、国は、大胆な財政出動を行い、中小企業への具体的で十分な使いやすい支援策を拡充する必要があります。

財源はあります。防衛費5兆円の削減と、 大企業の内部留保484兆円に対する課税を することにより、賄うことです。

労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える循環型経済の確立によって、誰もが安心して暮らせる社会をつくることは、今の情勢打開のために、格別求められていると思います。

以上で、本陳情に対する賛成討論を終わります。

議長(山根政彦)

ほかに、討論はありませんか。

議員 (梶原明)

はい。

議長(山根政彦)

原案に対して賛成、反対。

次に、原案反対の方の意見を許します。梶 原明議員。

議員(梶原明)

昨年行われた国政選挙のとき、石破先生が、 家庭において自由に使えるお金は、鳥取県は 全国8位、東京都は最下位であると発言され ていました。物価の違い等々、いろんな要因 はあると考えますが、鳥取県の賃金でも、ゆ とりある生活ができることを示していると思 われます。

また、コロナ禍やウクライナ情勢など、現在の社会状況を考えると、中小企業への支援は行われておりますし、現在の景気を考えても、全国一律賃金の実現は難しいと考えます。また、特に、年金受給者に対する影響もあると考えるため、原案に対し反対いたします。

以上です。

議長(山根政彦)

ほかに、討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

先ほどの委員長の報告の中で、審査の経過の部分で「令和3年3月10日」というふうに報告がありましたが、「令和4年3月10日」の間違いですのでよろしくお願いいたします。

陳情第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、不採択です。 陳情第1号は、委員長報告のとおり不採択 とすることに賛成の方はご起立願います。

(起立多数)

起立多数です。

したがって、陳情第1号は委員長報告のと おり不採択とすることに決定しました。

次の案件は、議事の都合により、副議長に おいて会議を進めていただきます。

暫時休憩します。

(副議長と交代し、議長退場)

副議長 (小林誠)

それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

陳情第2号 陳情書「氷ノ山スキー場運営に 関わる事業者に対する支援措置について」を 議題とします。

審査の結果について、常任委員長の報告を 求めます。

総務産業教育民生常任委員長、山本晴隆議員。

総務産業教育民生常任委員長(山本晴隆)

先ほどの、若桜町議会報告第3号の修正は

議長のほうでさせていただいきましたので、 大変申し訳ございませんでした。

それでは、若桜町議会報告第4号 総務産業 教育民生常任委員会審査報告をいたします。

1付託案件の名称、陳情第2号 陳情書「氷 ノ山スキー場運営に関わる事業者に対する支 援措置について」

2審査の経過、令和4年3月10日の本会 議において、当委員会に付託された上記案件 を審査するため、3月18日に委員会を開催 し、慎重に審査を行ったので、主なる意見と 結果を次のとおり報告いたします。

3主なる意見、氷ノ山スキー場の運営については、顧客のニーズを常に把握した事業を実施していく必要があり、特に長年の課題であるグリーンシーズンにおける集客を図るための方策についても、関係事業者並びに町が一体となって継続して協議・検討していかなければならないと考える。また、町の財政的支援もさることながら、関係事業者の方々においても雇用なども含め、地域貢献にもつながる取組を継続していただくなどの努力も必要と考える。

4審査の結果、当委員会に付託された陳情第2号は、採択すべきものと決定いたしました。以上でございます。

副議長(小林誠)

ただいま、委員長から報告がありました。 質疑を省略し、これより討論に入ります。 討論はありませんか。

議員(山本安雄)

はい。

副議長(小林誠)

賛成、反対ですか。

議員(山本安雄)

原案反対です。

副議長 (小林誠)

反対ですね。原案反対の方の発言を許しま す。4番山本安雄議員。

議員(山本安雄)

陳情第2号、氷ノ山スキー場運営に関わる 事業者に対する支援措置について、反対の立 場で討論をいたします。

この陳情は、新型コロナウイルス感染対策に積極的に取り組んでいるにも関わらず、学校をはじめ、いろんなスキー場への入場者の回復が望み難く、また、記録的な豪雪による経営面での深刻な状況となっている、スキー場運営に関わる事業者に対して、支援措置に取り組むことの陳情であります。

この陳情書は、支援や見直しなど5つの項目があり、そのうち、グリーンシーズン集客関連事業については、既に関連団体に対して、負担金や補助金などの予算も計上されております。また、コンベンション開催助成金交付要綱の見直しにつきましては、具体的なものが記載もされておりません。

また、コロナウイルス感染による経済的な影響に対しましては、国・県は補助金や助成金、これを事業者や国民に対して交付しておるところでもございます。若桜町につきましても、単町でかさ上げの補助や助成をしているという現状は皆さんご存じのとおりであります。

この陳情書の趣旨はとってもよく分るし、 理解をするところです。何らかの支援は必要 なものと私も認識はしております。氷ノ山地 域の活性化を目的とした補助金交付要綱もほ かに整備されている。そのように認識してお りますし、既に議員の皆さんはご存じのとお りだと思っています。

若桜町の事業者や住民の多くは、コロナウイルス感染症対策によって、何らかの経済的な影響は、みんなが受けておるところでござ

います。この5つの項目、支援を求めておりますが、全てを私は否定するものではありませんが、特定な地域の事業者のみに支援するということは、果たしてこれが公正なのかどうなのか、そう判断しますと、決してそうではない、そういう判断をしました。よって、この陳情には反対をいたします。

副議長 (小林誠)

ほかに、討論はありませんか。

議員 (梶原明)

はい、副議長。原案賛成。

副議長 (小林誠)

次に、原案賛成の方の発言を許します。 3 番梶原明議員。

議員 (梶原明)

私は、原案賛成の討論させていただきます。 コロナ禍により、関係者の打撃は大きなもの だと予想できます。主なる意見にもありまし たけども、関係事業者の方々が雇用を含め、 地域貢献にもつながる取組を継続するために も支援は必要と考えるため、原案に対し、賛 成いたします。以上です。

副議長(小林誠)

ほかに、討論はありませんか。 (討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

陳情第2号を採決します。

(中尾理明議員、森田二郎議員退場) この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は採択です。

陳情第2号は、委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方、ご起立お願いします。

(起立多数)

起立多数です。

したがって、陳情第2号は委員長報告のと おり採択とすることに決定いたしました。

それでは議長に交代します。

暫時休憩してください。

(議長入場、副議長と交代) (中尾理明議員、森田二郎議員入場)

議長(山根政彦)

休憩前に引き続き、会議を再開します。 日程第9

議員提出議案第2号 議会だより調査特別委員会の設置について、議員提出議案第3号 議会改革調査特別委員会の設置について、を一括して議題とします。

趣旨説明を求めます。川上守議員。

議員 (川上守)

議員提出議案第2号 議会だより調査特別 委員会の設置について。

若桜町議会委員会条例第5条の規定により、特別委員会を設置して、閉会中においても次の事件の調査研究を行いたいので、地方自治法第112条及び若桜町議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和4年3月23日提出。提出者、若桜町 議会議員川上守。賛成者、若桜町議会議員小 林誠、同じく山本晴隆、同じく梶原明。

- 1名称、議会だより調査特別委員会
- 2設置の根拠、地方自治法第109条
- 3調査の目的、議会だよりの編集に関する ことを調査とするため
 - 4委員の定数、4名
- 5調査期間、調査終了までといたします。 議員提出議案第3号 議会改革調査特別委 員会の設置について

若桜町議会委員会条例第5条の規定により、 特別委員会を設置して、閉会中においても次 の事件の調査研究を行いたいので、地方自治 法第112条及び若桜町議会会議規則第14 条の規定により提出をする。

令和4年3月23日提出。提出者、若桜町 議会議員川上守。賛成者、若桜町議会議員小 林誠、同じく山本晴隆、同じく梶原明

- 1名称、議会改革調査特別委員会
- 2 設置の根拠、地方自治法第109条
- 3調査の目的、議会改革に関することを調 査するため
 - 4委員の定数、10名
 - 5調査期間、調査の終了までといたします。 よろしくお願いします。

議長(山根政彦)

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議員提出議案第2号及び第3号を一括して 採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第2号及び第3 号は原案のとおり可決されました。

日程第10

「特別委員の選任の件」を議題とします。 先ほど設置されました、議会だより調査特別委員会の4名の委員の選任につきましては、 委員会条例第6条第1項の規定により、議長において、森田二郎議員、谷口貴議員、川上 守議員、梶原明議員をそれぞれ指名したいと 思います。 これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました議員を、 議会だより調査特別委員会の委員に選任する ことに決定しました。

日程第11

「閉会中の継続調査」について、を議題とします。

総務産業教育民生常任委員会及び議会運営 委員会から、会議規則第75条の規定により、 お手元に配布しました申出書のとおり閉会中 の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員会申出のとおり、閉会中の継続調査 とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、各委員会の申出のとおり閉会 中の継続調査とすることに決定しました。

日程第12

「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。

議員派遣につきましては、会議規則第12 7条の規定により、お手元に配布しました「議 員派遣の件」のとおりとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については原案 のとおり決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和4年第1回若桜町議会定例会を閉会します。

午後 2時50分 閉 会